大阪市水道技術管理者の設置及び職務等に関する規程の運用について

制　　定　平成27年11月６日水道局長決
最近改正　令和８年４月１日計画課長決

（趣旨）

第１条 この要綱は、大阪市水道技術管理者の設置及び職務等に関する規程（平成27年大阪市水道事業管理規程第29号。以下「規程」という。）第５条第２項に基づき、必要な事項を定める。

（補助者の職務等）

第２条 規程第５条第２項の別に定める補助者及び補助者の職務は別表のとおりとする。ただし、別表に定める者が技術管理者である場合は補助者とならない。

２　補助者は、前項に定める職務の執行状況を、定期又は随時に技術管理者へ報告しなければならない。ただし、その所掌事務について、決裁その他の手段により技術管理者が当該状況について了知した場合は、この限りでない。

附　則

この内規は、制定の日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年４月１日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年５月２日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年４月１日から施行する。

附 則

この内規は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

規程第３条第１号関係	局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事（以下「理事（技術）」という。）、局所管業務に係る事務的事項の統括に関する事務を所管する理事（以下「理事（事務）」という。）、総務部長、工務部長、浄水統括担当部長、水道センター統括担当部長、総務部管財課長、工務部計画課長、同部土木施設課長、同部技術監理担当課長、同部設備課長、同部配水課長、同部東部水道センター所長、同部東部水道センター維持担当課長、同部西部水道センター所長、同部南部水道センター所長、同部南部水道センター維持担当課長、同部北部水道センター所長、同部柴島浄水場長、同部庭窪浄水場長、同部豊野浄水場長、同部設備保全センター所長
同条第２号関係	理事（技術）、工務部長、浄水統括担当部長、水道センター統括担当部長、工務部土木施設課長、同部設備課長、同部水質管理研究センター所長、同部東部水道センター所長、同部西部水道センター所長、同部南部水道センター所長、同部北部水道センター所長
同条第３号関係	理事（技術）、工務部長、水道センター統括担当部長、工務部給水課長、同部東部水道センター所長、同部東部水道センター給水装置工事担当課長、同部西部水道センター所長、同部南部水道センター所長、同部北部水道センター所長
同条第４号関係	理事（技術）、浄水統括担当部長、工務部水質管理研究センター所長
同条第５号関係	理事（技術）、理事（事務）、総務部長、浄水統括担当部長、総務部研修・厚生担当課長、工務部柴島浄水場長、同部庭窪浄水場長、同部豊野浄水場長
同条第６号関係	理事（技術）、浄水統括担当部長、工務部柴島浄水場長、同部庭窪浄水場長、同部豊野浄水場長、同部設備保全センター所長
同条第７号関係	理事（技術）、工務部長、浄水統括担当部長、工務部配水課長、同部柴島浄水場長、同部庭窪浄水場長、同部豊野浄水場長、同部設備保全センター所長
同条第８号関係	特に指定しない。
同条第９号関係	特に指定しない。